

令和 8 年 8 月 日

新潟県知事 殿

名 称 佐渡市
住 所 新潟県佐渡市千種 232 番地
代表者の氏名 佐渡市長 渡辺 竜五

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 11 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

佐渡市
新潟県佐渡市千種 232 番地
渡辺 竜五

2. 登録番号

新潟県交第 8 号

3. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送

4. 変更しようとする事項

(1) 路線

	新	旧
起点	相川	—
終点	佐渡金山	—
キロ程	18.3km	—
主たる経過地	ファミリーオ佐渡相川、天領通り、HOTEL AZUMA、きらりうむ佐渡、相川診療所	—

(2) 運送の区域

新	(変更なし)
旧	佐渡市内

(3) 運送の種別

新	定時定路線
旧	

(4) 運送しようとする旅客の範囲

新	(変更なし)
旧	来訪者(観光客、帰省者等)、地域住民

(5) 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別

新	(変更なし)
旧	事業者協力型

(6) 自動運行旅客運送を行う路線

	新	旧
起点		
終点		
キロ程		
主たる経過地		
(備考)		

自動運行旅客運送(特定自動運行旅客運送を除く。)又は特定自動運行旅客運送を行う路線については、備考欄にそれぞれ明記すること

(7) 自動運行旅客運送を行う運送の区域

新	
旧	
(備考)	

自動運行旅客運送(特定自動運行旅客運送を除く。)又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

(8) 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

(9) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
	保有			()			
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	持込	2	※	14 (6)	※ ()		※
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	合計	2		14 (6)			

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動運行」欄又は「特定自動運行」欄内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

(1 0) 運送しようとする旅客の範囲

--

(1 1) 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

事前確定運賃

ライドシェア

①初乗り (1. 08km) 650 円 + 加算運賃 (243m) 100 円 × 1. 13

②身体及び知的障がい者割引 1 割引

③迎車回送料金 1 車 1 回ごとに 100 円

④決裁手数料 100 円

循環バス 全区間一律 100 円

(1 2) (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

新潟交通佐渡株式会社 代表取締役社長 村山優樹 (佐渡市河原田諏訪町 80 番地)

佐渡汽船運輸株式会社 代表取締役社長 荒川滋 (佐渡市吾潟 183 番地 1)

(1 3) 変更予定期日
令和 8 年 9 月 1 4 日